

# 第5次野木町行政改革大綱

## 実施計画進行管理表

(平成28年度～令和2年度)

令和2年4月～令和3年3月現在

野木町

### 実施予定・実施結果

- ▲ 必要に応じ実施
- △ 調査検討、実施準備
- 一部実施
- ☆ 実施
- ⇒ 継続実施

# 【 目 次 】

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| はじめに                     | 1        |
| <b>1. 持続可能な財政運営</b>      | <b>2</b> |
| (1) 事務・事業の見直し            | 2        |
| (2) 財源の確保                | 3        |
| (3) 民間委託等の推進             | 4        |
| (4) 公営企業等の経営健全化          | 4        |
| (5) 財政マネジメントの強化          | 4        |
| <b>2. 効果的・効率的な行政運営</b>   | <b>5</b> |
| (1) 効果的・効率的な組織           | 5        |
| (2) 定員管理および業務の効率化        | 5        |
| (3) 社会の変化に対応できる人材育成の推進   | 5        |
| (4) 質の高い行政サービスの提供        | 6        |
| (5) 効果的な情報発信の強化          | 6        |
| <b>3. 町民との協働によるまちづくり</b> | <b>7</b> |
| (1) 町民と創るまちづくり           | 7        |
| (2) 町民活動の促進と民間活力の活用      | 7        |

## 【 は じ め に 】

### 1. 実施計画の性格

この計画は、平成28年3月に策定した「第5次野木町行政改革大綱」を受け、大綱に掲げた取組み事項に関する主要な実施事業の内容（改革項目、実施内容、実施年度）及び担当部署を明確にすることにより、責任を持って期間内に実施することを目指します。

### 2. 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、大綱に基づき平成28年度から令和2年度の5年間とします。

### 3. 実施計画の進行管理

実施計画に掲げる各項目は、社会経済情勢や環境の変化等の要因により、必要に応じて見直しを行います。また、進捗状況及び実施効果等については、野木町事務事業検討委員会（行政改革）において適宜チェックし、進行管理を行うと共に、その成果を公表します。

1. 持続可能な財政運営

実施予定・実施結果欄の▲は必要に応じ実施、△は調査検討、実施準備、○は一部実施、☆は実施、⇒継続実施

| 改革項目         | 担当課(局)       | 大綱の内容  | 実施計画  | 実施年度         |        |        |        |        | 当該年度の進捗状況 | 達成目標   |   |
|--------------|--------------|--|---|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|--|---|
|              |              |  |   | 28           | 29     | 30     | 1      | 2      |           |  |   |
| (1)事務・事業の見直し |              |  |   |              |        |        |        |        |           |  |   |
| 財政計画の推進      | 政策課<br>財政係   | 平成27年度から平成31年度までの5年間の財政計画をもとに、財政構造の弾力性や財政運営の安定性・継続性を保ちながら、財政の健全性を確保していきます。<br>また、平成31年度に財政計画が満了することに伴い、再度財政計画の見直し等を行います。 | 財政計画に基づき、事業のスクラップ&ビルドを進め、経常経費の削減と国・県支出金や交付税措置対象債の活用により、財政負担の軽減と将来負担の抑制に努めます。<br>平成31年度(令和元年度)に令和2年度～令和6年度の財政計画を作成します。 | 実施予定<br>実施結果 | ⇒<br>⇒ | △<br>△ | △<br>△ | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒    | 計画期間初年度である令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策経費等により、予算、決算額ともに増額となったが、国県支出金等の活用により基金の取崩しも必要最小限にとどめ、残高の確保に努めることができた。 | 平成27年度～平成31年度の財政計画に基づき計画を進め、検証等を行い令和2年度からの5ヵ年計画を策定する。 |
| 外部評価の導入      | 政策課<br>政策係   | 町民を含めた事業評価制度を検討し、外部評価の導入に向けて研究していきます。  | 評価の信頼性や客観性を高めると共に、効率的で質の高い行政を推進するため、外部評価の導入に向けて研究していきます。  | 実施予定<br>実施結果 | △<br>△ | ☆<br>△ | ⇒<br>△ | ⇒<br>△ | ⇒<br>△    | 外部評価の導入に向けて、評価項目の見直しを行い、引き続き外部評価の研究・検討を行った。  | 外部評価の導入   |
| 行政評価システムの改変  | 政策課<br>政策係   | 町民のニーズにあった事務事業を推進するため、「事務事業評価シート」の見直しを行い、効率的な町民サービスの提供を行います。   | 町民ニーズを反映し、効率的な町民サービスを提供するため、評価対象や評価項目の見直しを図ります。   | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ○<br>○ | ○<br>☆ | ○<br>⇒ | ○<br>⇒    | 定型的な事務事業のうち、2事業を評価対象外とし、3事業を事業統合する見直しを行った。   | 「事務事業評価シート」の見直し                                       |
| 0(ゼロ)予算事業の推進 | 政策課<br>政策係   | 創意工夫と新しい発想により町の活性化や町民サービスの向上となるよう予算を伴わない事業を推進します。  | 「職員提案制度」で引き続き事業を募集し、町が持っている人材や施設、情報、ネットワークの有効活用や、職員の創意工夫、新発想によって、特段の予算措置を行わずに町の活性化や町民サービスの向上を目指します。                   | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ○<br>○ | ○<br>○ | ○<br>○ | ○<br>○    | 令和2年度には、16事業の職員提案があり、そのうち9提案を実施検討していく予定である。<br>累計提案数：56事業<br>累計実施数：14事業                                  | 提案数 50事業<br>実施数 10事業<br>(累計)                          |
|              | 政策課<br>契約管財係 |  | 簡易な修繕等は、職員が行います。しかし、公務災害適用がない分野の作業等もあり、困難な面もあります。   | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 簡易な修繕や一部植栽等の管理について、職員が行った。   |   |
|              | 総務課<br>庶務文書係 |  | 郵送で使送可能なものの使送利用を徹底し、また、少しでも安価な郵送方法を選択することで、郵送経費の縮減を図っていきます。   | 実施予定<br>実施結果 | ⇒<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 県使送をできる限り利用し、また信書以外はゆうメールを利用するよう指導している。また、信書においても、割引制度を活用している。   |   |

| 改革項目            | 担当課(局)          | 大綱の内容  | 実施計画   | 実施年度 |    |    |   |   | 当該年度の進捗状況 | 達成目標   |                                    |
|-----------------|-----------------|--|--|------|----|----|---|---|-----------|--|------------------------------------|
|                 |                 |  |  | 28   | 29 | 30 | 1 | 2 |           |  |                                    |
| <b>(2)財源の確保</b> |                 |  |  |      |    |    |   |   |           |  |                                    |
| 企業誘致の促進         | 未来開発課<br>開発推進係  | 誘致活動を積極的に行い、新たな企業誘致を実現させ、雇用の拡大及び税収増に繋がるよう事業展開を行っていきます。   | 野木東工業団地周辺新開山工業地区、野木第二工業団地等の分譲等を開始し、雇用吸収力及び経済効果の高い企業を誘致できるよう栃木県や栃木県土地開発公社、金融機関等と連携しながら積極的に企業訪問を行い誘致活動を推進していきます。 | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 令和2年度までに、野木東工業団地周辺新開山工業地区及び野木第二工業団地の分譲地すべての売却を完了した。                      | 工場用地の確保面積<br>17.9ha<br>誘致企業数<br>8社 |
|                 | 実施結果            | ☆  | ⇒  | ⇒    | ⇒  | ⇒  |   |   |           |  |                                    |
| 税外収入の拡大         | 総務課<br>秘書広報係    | 広告料収入の更なる増加、売却可能資産の処分等、ふるさと納税制度等を活用し、税外収入の確保に努めます。   | 「広報のぎ」及び「野木町ホームページ」で同媒体及び封筒への広告掲載の募集を行い、有料広告の掲載により収入の増加を図ります。また、必要に応じてDMなどを活用し掲載広告の募集を行っていきます。                 | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 「広報のぎ」に、広報紙及び町ホームページの有料広告募集記事を掲載したが、封筒での広告募集は行わなかった。<br>令和2年度収入：170,000円 | 毎年 300,000円/年                      |
|                 | 実施結果            |  |  | ○    | ○  | ○  | ○ | ○ |           |  |                                    |
|                 | 総務課<br>庶務文書係    |  |  | 実施予定 | △  | ☆  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 封筒広告については、作成の費用対効果、広告料も含めて再検討が必要である。                                     | 封筒10,000枚                          |
|                 | 実施結果            | △  | △  | △    | △  | △  |   |   |           |  |                                    |
|                 | 子ども教育課<br>学校教育係 |  |  | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 封筒広告の印刷費用、広告料、封筒広告の効果について検討が必要である。                                       | 毎年 45,000円                         |
| 実施結果            | △               | △  | △  | △    | △  |    |   |   |           |  |                                    |
| 政策課<br>契約管財係    |                 | 現在未利用地であって、将来的に利活用の見込めない土地については、積極的に公売を行っていきます。動産においても、売却の見込めるものについて行っていきます。                           |  | 実施予定 | ○  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 未利用地の売却について、検討及び協議をおこなった。  | 町有地の売却 3件                          |
| 実施結果            | ○               | ⇒  | ⇒  | ⇒    | ⇒  |    |   |   |           |  |                                    |
| 政策課<br>政策係      |                 | ふるさと納税のPRに努め、安定的な財源確保となるよう制度の活用を行います。  |  | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | ふるさと納税をPRしつつ、新たな返礼品を選定することで、寄附件数が大幅に増加した。                                | 年度間でバラつきがなく、安定的な額を確保する。            |
| 実施結果            | ☆               | ⇒  | ⇒  | ⇒    | ⇒  |    |   |   |           |  |                                    |
| 町税等の収納率の向上      | 税務課<br>収税係      | 既存の納付方法に加え、ペイジー(ATM・インターネットバンキング)、モバイルレジ等による町税等の納付方法を検討し、利便性の向上を図ります。また、歳入の確保と公平性の観点から、町税等の滞納整理を推進します。 | 電子納税時代に対応した納税方法を新たに追加します。また、悪質滞納者に対しては滞納処分を実施します。  | 実施予定 | ○  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 歳入の確保と公平性の観点から滞納整理の推進を行った。利便性の向上については、ペイペイの導入を検討しR3.4開始に向けて準備を行った。       | ペイジー等の導入                           |
|                 | 実施結果            | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |   |   |           |  |                                    |
| 住民課<br>保健医療係    |                 |  | 電子納税時代に対応した納税方法を新たに追加します。また、悪質滞納者に対しては滞納処分を実施します。  | 実施予定 | ○  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 歳入の確保と公平性の観点から滞納整理の推進を行った。利便性の向上については、ペイペイの導入を検討しR3.4開始に向けて準備を行った。       | ペイジー等の導入                           |
| 実施結果            | ○               | ○  | ○  | ○    | ○  |    |   |   |           |  |                                    |

| 改革項目                  | 担当課(局)             | 大綱の内容   | 実施計画   | 実施年度         |        |        |        |        | 当該年度の進捗状況 | 達成目標  |  |
|-----------------------|--------------------|---|--|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|---|--|
|                       |                    |   |  | 28           | 29     | 30     | 1      | 2      |           |   |  |
| <b>(3)民間委託等の推進</b>    |                    |   |  |              |        |        |        |        |           |   |  |
| 民間委託の推進               | 上下水道課<br>業務係       | 事務事業全般について、委託の可能性などの検討を行い、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次民間委託を推進していきます。                            | 水道事業の窓口(受付・検針・収納・滞納)業務をアウトソーシングすることで効果的かつ効率的な行政サービスの向上を図ります。   | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>☆ | ☆<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 平成28年10月より民間への業務委託を実施。土日の開閉栓対応など住民サービスが向上し、また滞納整理により高い収納率を維持している。 | 民間へ業務委託することにより土日の開閉栓対応など町民サービスが向上・滞納整理により収納率が向上。 |
|                       | こども教育課<br>庶務管理係    |   | 小中学校の給食調理業務委託を現在6校(小学校4校・中学校2校)実施しております。残り1校については、平成31年度から民間業務に移行し、全7校で完全実施する予定です。                           | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ⇒<br>⇒ | △<br>⇒ | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒    | 令和元年度から小中学校全7校で、給食調理業務の民間委託を実施し、サービスの向上を図っている。                    | 実施数 7校   |
| 指定管理者制度の推進            | 政 策 課<br>政 策 係     | 公の施設の管理運営については、町民サービスの向上や経費の節減が図れるかを検証し、その結果により指定管理者制度を推進します。また、指定管理者制度を導入している施設についても、管理のあり方について、検証を行います。 | 公の施設の管理運営については、町民サービスの向上や経費の節減が図れるかを検証し、その結果により指定管理者制度を推進します。また、指定管理者制度を導入している施設についても、管理のあり方について、検証を行います。    | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 現在4施設の指定管理者制度を導入している。   |  |
| <b>(4)公営企業等の経営健全化</b> |                    |   |  |              |        |        |        |        |           |   |  |
| 上下水道事業の経営戦略の策定        | 上下水道課<br>業務係       | 上下水道事業の将来を見据えた経営戦略を策定し、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めていきます。   | 現状を把握し、実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画となる「経営戦略」を策定しそれに基づき経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み経営の健全化を図ります。                      | 実施予定<br>実施結果 | △<br>△ | ○<br>○ | ☆<br>○ | ⇒<br>○ | ⇒<br>☆    | 平成29年度に水道事業経営戦略、令和2年度に下水道事業経営戦略を作成。経営戦略に基づき経営の健全化を図った。            | 経営戦略策定により経営基盤の強化が図られている                          |
| 農業集落排水事業の経営健全化の推進     | 上下水道課<br>下水道係      | 農業集落排水への接続率向上に努めます。また、収益率を高め、維持管理費用の自主財源による経営の健全化を図ります。   | 総会・役員会等で、農業集落排水施設への接続率向上に向けた説明会を実施します。また、滞納者については、戸別に滞納整理を行い徴収率のアップを図ります。                                    | 実施予定<br>実施結果 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | コロナの影響により総会等が書面開催となり、書類等で引き続き接続率向上を図った。                           | 佐川野地区 3件/年<br>川西地区 1件/年の接続を目標とする                 |
| (公財)施設振興事業団の経営健全化の推進  | 政 策 課<br>政 策 係     | 健全な法人運営に努め、利用しやすい施設の運営を心がけ、財源確保を図るなど、更なる効率化・経営健全化を推進します。  | 健全な法人運営に努め、利用しやすい施設の運営を心がけ、財源確保を図るなど、更なる効率化・経営健全化を推進します。   | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 平成31年4月1日(公財)施設振興事業団 解散   | 事業入場者数 6000人<br>施設平均稼働率 50%                      |
| <b>(5)財政マネジメントの強化</b> |                    |   |  |              |        |        |        |        |           |   |  |
| 公共施設等総合管理計画の策定        | 政 策 課<br>契 約 管 財 係 | 長期的な公共施設等の総合的・計画的な管理を行うために「公共施設等総合管理計画」を策定し、長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。                                 | 平成28年度策定し、その後は管理計画に基づいて実施し、毎年その加除・修正をしていきます。   | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>△ | ⇒<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 平成28年度計画策定に着手、平成29年度に計画策定した。                                      | 計画策定   |
| 地方公会計の整備              | 政 策 課<br>財 政 係     | 地方公会計を整備し、中長期的な財政運営や予算編成等に活用していきます。   | 平成27年度～平成29年度において統一した基準による財務書類を作成し、平成30年度までに公表するために、事務を速やかに進めます。   | 実施予定<br>実施結果 | △<br>△ | ○<br>○ | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 平成29年度決算分の財務諸表を作成、公表することが出来た。                                     | 統一した基準による公会計の書類を公表する。                            |
| 公営企業会計の適用             | 上下水道課<br>業務係       | 下水道事業および農業集落排水事業について、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備して、経営基盤・財政マネジメントの強化に努めます。                      | 下水道事業の法的化の準備作業として①法的化基本方針の検討②固定資産調査・評価③法的化に伴う事務手続き(法令等の整備)④システムの構築の4つの作業に取り組んで総務省が推進している平成32年度より適用を開始します。    | 実施予定<br>実施結果 | △<br>○ | △<br>○ | △<br>○ | ○<br>○ | ☆<br>☆    | 令和2年4月より公営企業会を適用した。   | 法的化が適用され下水道事業の経営の健全化が図られている                      |
|                       | 上下水道課<br>下水道係      |   | 農業集落排水事業の法的化の準備作業として①法的化基本方針の検討②固定資産調査・評価③法的化に伴う事務手続き(法令等の整備)④システムの構築の4つの作業に取り組んで総務省が推進している平成32年度より適用を開始します。 | 実施予定<br>実施結果 | △<br>○ | △<br>○ | △<br>○ | ○<br>○ | ☆<br>☆    | 令和2年4月より公営企業会を適用した。   | 法的化が適用され農業集落排水事業の経営の健全化が図られている                   |

2. 効果的・効率的な行政運営

実施予定・実施結果欄の▲は必要に応じ実施、△は調査検討、実施準備、○は一部実施、☆は実施、⇒継続実施

| 改革項目                          | 担当課(局)       | 大綱の内容  | 実施計画  | 実施年度 |    |    |   |   | 当該年度の進捗状況 | 達成目標  |                                  |
|-------------------------------|--------------|--|---|------|----|----|---|---|-----------|---|----------------------------------|
|                               |              |  |   | 28   | 29 | 30 | 1 | 2 |           |   |                                  |
| <b>(1) 効果的・効率的な組織</b>         |              |  |   |      |    |    |   |   |           |   |                                  |
| 効果的・効率的な組織機構の構築               | 政策課<br>政策係   | 社会情勢の変化や多様な町民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織機構の構築を図ります。                                      | 社会情勢の変化や多様な町民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織機構の構築を図ります。   | 実施予定 | ⇒  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 町民サービスの一層の強化を図るため、課・局の増減や変更は行わずに組織全体をスリム化させ、係を統合することで3係の減とした。 |                                  |
| 事務の効率化                        | 政策課<br>政策係   | 事務の整理・統合及び事務分担を明確にすることで、事務の効率化を図ります。   | 事務事業検討委員会を必要に応じ開催し、事務の整理・統合及び事務分担を明確にすることで、事務の効率化を図ります。 | 実施予定 | ⇒  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 改編した組織に合わせ、効果的・効率的な行政運営の実現のために、事務分掌の見直しを行った。                  |                                  |
| <b>(2) 定員管理および業務の効率化</b>      |              |  |   |      |    |    |   |   |           |   |                                  |
| 適正な職員数の確保                     | 総務課<br>人事給与係 | 定員管理により、適正な職員数の確保に努めます。  | 適正な職員数確保のための職員採用を実施します。                                 | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 職員採用試験を実施し退職者の補充を行った。   | 職員定数内において、退職者補充の採用などにより職員数を確保する。 |
| 時間外勤務の削減                      | 総務課<br>人事給与係 | 徹底した業務の見直しとスクラップ&ビルドにより効率的な公務運営を実現し、時間外勤務の削減に努めます。   | 各課各係において業務を精査し、効率的な公務運営を確立します。                          | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 時間外勤務の削減に努めたが、定額給付金事務、新型コロナウイルス感染症対策事務など時間外勤務が増加したのもあった。      | 業務の見直しにより無駄を省き、時間外勤務を削減する。       |
| 勤務時間の多様化                      | 総務課<br>人事給与係 | フレックスタイム制などの導入により、勤務時間の多様化を図ります。   | 県内各市町の動向を調査し、野木町の実情に合ったフレックスタイム制を導入します。                 | 実施予定 | △  | △  | ▲ | ▲ | ▲         | フレックスタイム制の導入には調査検討が必要であるが、窓口延長や文化会館で夜間利用がある際に時差出勤をしている。       | フレックスタイムを導入し、ワークライフバランスを図る。      |
|                               |              |  | 育児短時間勤務制度を積極的に周知し、活用推進を図ります。                            | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 対象者に対する周知を行い、育児短時間勤務制度の利用者はいなかったが、育児部分休業の取得者がいた。              | 育児短時間勤務制度の活用により、ワークライフバランスを図る。   |
| <b>(3) 社会の変化に対応できる人材育成の推進</b> |              |  |   |      |    |    |   |   |           |   |                                  |
| 人材育成基本方針の着実な実施                | 総務課<br>人事給与係 | 人材育成基本方針に掲げる5つの「求められる職員像」実現のため、行動指針に基づく人材育成を実行していきます。                                      | 「求められる職員像」実現のための行動指針を実行します。                             | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 人事評価制度を活用し、人材育成に取り組んだ。  | 人材育成基本方針の行動指針実行により、職員の能力向上を図る。   |
| 職員研修の充実                       | 総務課<br>人事給与係 | 職務・階層に応じた、県及び小山地区の研修に加え、外部講師による町独自の研修も充実させることにより、「自ら積極的に参加する研修」を加えることで、職員の主体性・独自性を育てていきます。 | 県及び小山地区職員研修への出席率の向上を図るほか、町独自の職員研修を引き続き実施し人材育成を図ります。     | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 集合研修の出席率は96%に達することができた。引き続き出席率100%を目指す。                       | 集合研修への出席率100%を目指す。町独自研修を毎年実施する。  |
| 人材の有効活用                       | 総務課<br>人事給与係 | 定年退職者を再任用職員として有効活用することにより、職員の育成を図ります。  | 再任用職員の適正配置により、行政サービスの充実及び職員の育成を図ります。                    | 実施予定 | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 再任用職員の人数は増加し、行政経験を活かした定年退職職員の有効活用を図った。                        | 再任用職員の各課配置を目指し、職員の育成を図る。         |
|                               |              |  | 専門的な知識・技能・経験を持った国、県、他自治体等の定年退職者の招聘を図ります。                | 実施予定 | ▲  | ▲  | ▲ | ▲ | ▲         | 平成27年度より県退職者を土木技術嘱託員として雇用していた。                                | 県職員の再就職斡旋制度等の活用を図る。              |

| 改革項目                     | 担当課(局)           | 大綱の内容   | 実施計画  | 実 施 年 度 |    |    |   |   | 当該年度の進捗状況 | 達成目標   |                                   |
|--------------------------|------------------|---|---|---------|----|----|---|---|-----------|--|-----------------------------------|
|                          |                  |   |   | 28      | 29 | 30 | 1 | 2 |           |  |                                   |
| <b>(4) 質の高い行政サービスの提供</b> |                  |   |   |         |    |    |   |   |           |  |                                   |
| マイナンバー制度の利用促進            | 未来開発課<br>情報システム係 | マイナンバー及びマイナンバーカードの独自利用を推進することで、業務の効率化および町民の利便性の向上を図ります。 | マイナンバー及びマイナンバーカードの独自利用を推進することで、業務の効率化および町民の利便性の向上を図ります。   | 実施予定    | ○  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 独自利用事務(累計):3件カードの独自利用事務(累計):0件<br>今後、県の照会や他市町の動向を注視しつつ、独自利用について検討して行く。 | 独自利用事務 13件<br>カードの独自利用 3件<br>(累計) |
|                          | 住民課<br>住民戸籍係     |   | マイナンバーカードの普及促進のため、カード交付枚数を増やしていきます。   | 実施予定    | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | R2交付枚数2,824枚<br>累計交付枚数7,079枚   | 交付枚数 3,000枚                       |
| ICTを活用した業務の推進            | 未来開発課<br>情報システム係 | 事務事業全般にわたり、ICTを活用した業務の推進を図ります。                          | ICTを活用することで業務を効率化できる余地を検討し、推進していきます。  | 実施予定    | ○  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 各小中学校に導入した校務支援システムを積極的に活用し、多様化する学校関連事務の効率化を推進している。                     |                                   |
| 自治体等との連携                 | 政策課<br>政策係       | 他自治体等と連携することで、より高い行政サービスの提供を推進します。                      | 【関東どまんなかサミット会議】<br>県境に位置する野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町が相互に協力することで魅力ある圏域を形成し、地域の活性化を目指します。                           | 実施予定    | ⇒  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 関係会議を開催し、圏域内市町間で情報共有を行った。  |                                   |
|                          |                  |   | 【小山地区定住自立圏の形成】<br>中心市である小山市と、互いに定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の活性化を図ることで、住民が幸せを実感し、住みたい・住み続けたいと思える魅力ある定住自立圏を形成します。 | 実施予定    | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 令和2年度末において、小山市・野木町圏域の共生ビジョンに掲載された各事業のうち19事業(41.3%)が完了し、順調に目標を達成している。   |                                   |
|                          | 総務課<br>消防防災交通係   |   | 災害に係る市町村間の応援協定を締結していきます。  | 実施予定    | △  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 小山市、栃木市、下野市、結城市、古河市、加須市、板倉町、茨城県大洗町と協定済                                 | 新協定締結数:3市町                        |
| <b>(5) 効果的な情報発信の強化</b>   |                  |   |   |         |    |    |   |   |           |  |                                   |
| ホームページの充実                | 総務課<br>秘書広報係     | ホームページの内容の充実や、ICTの特性をいかした迅速かつわかりやすい情報提供に努めます。           | ホームページ掲載内容の迅速な更新に努め、SNSを利用した情報発信の方法も研究していきます。   | 実施予定    | ○  | ☆  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 計画どおり実施。迅速かつ細やかな情報発信を行った。特に災害時には、ホームページ・SNSを活用し、緊急的な情報を発信した。           | SNSを利用した情報伝達方法の構築                 |
| 広報宣伝の拡充                  | 総務課<br>秘書広報係     | 町の事業や施策に関して、マスコミ等への情報提供などを積極的に行い、効果的な情報発信に努めます。         | 毎月各課から次月の事業をとりまとめ、報道機関に一括して情報提供をして、新聞・テレビで報道してもらうように努力します。また、特に重要な事業においては、担当課と連携して、記者会見・全国への情報発信を実施していきます。      | 実施予定    | ☆  | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒         | 計画通り実施。  |                                   |



3. 町民との協働によるまちづくり

実施予定・実施結果欄の▲は必要に応じ実施、△は調査検討、実施準備、○は一部実施、☆は実施、⇒継続実施

| 改革項目                | 担当課(局)             | 大綱の内容  | 実施計画   | 実施年度         |        |        |        |        | 当該年度の進捗状況 | 達成目標  |
|---------------------|--------------------|--|--|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|---|
|                     |                    |  |  | 28           | 29     | 30     | 1      | 2      |           |   |
| (1) 町民と創るまちづくり      |                    |  |  |              |        |        |        |        |           |   |
| まちづくりの推進と自治基本条例の制定  | 政策課<br>政策係         | 町民参画と協働によるまちづくりを推進していきます。また、住民自治に基づく自治体運営の基本原則となる自治基本条例を策定します。   | 自治基本条例を策定し、社会情勢の変化に対応した住民自治に基づくまちづくりを推進していきます。   | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 平成29年度には、自治基本条例に関するパンフレットの作成・全戸配布を行い、条例の周知を図った。   |
| 町民参画機会の拡大           | 政策課<br>政策係         | 町の基本政策等の策定にあたり、町民の意見を反映させるため、パブリック・コメント等を推進し、町民の町政参画機会を拡大していきます。 | 町の基本政策等の策定にあたり、委員の公募を積極的に行い、町民の町政参画機会を図ります。  | 実施予定<br>実施結果 | ▲<br>☆ | ▲<br>☆ | ▲<br>☆ | ▲<br>▲ | ▲<br>▲    | 令和2年度は計画策定にあたり委員の公募を行わなかった。   |
|                     | 政策課<br>政策係         |  | 既に実施しているパブリックコメント制度(町の基本政策等の策定の際に、策定過程の情報提供し、町民から意見徴収、それに対する町の考え方を公表)の推進および町民への周知を促進することにより、町民参画および行政運営の公正の確保と透明化の向上を図ります。 | 実施予定<br>実施結果 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 令和2年度は13件のパブリックコメントを実施し、広報のぎや町HPを通じ情報提供している。  |
| 男女共同参画社会の推進         | 生活環境課<br>人権・男女共同係  | 「男女ともいきいき活躍できるまち」を基本理念とし、総合的、計画的に施策を推進します。                       | 「男女共同参画プラン」に基づき、庁内で連携を図り各種事業を実施します。また、町内事業所や関係団体と連携し、男女共同参画社会の実現を推進します。  | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 野木町男女共同参画推進事業所として1社認定し、HPやSNSにより周知した。また、講習会(ワーク・ライフ・バランスセミナー)を開催し、男女共同参画の意識の醸成を図った。                 |
| (2) 町民活動の促進と民間活力の活用 |                    |  |  |              |        |        |        |        |           |   |
| 町民活動と行政の協働・連携       | 生活環境課<br>協働のまちづくり係 | 町民活動と行政がそれぞれの特性を活かしながら協働し、事業の展開を図ります。さらに、町民活動との密接な連携づくりに取り組みます。  | 「野木町協働のまちづくり推進指針」に基づき、町民等と行政との協働によるまちづくりを目指し、多様化した住民ニーズや地域課題に対し、町民等と行政が対等な立場で課題解決に向け、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。           | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 町協働のまちづくり支援事業として、継続事業2団体を、県の補助事業である、わがまち未来創造事業では、継続事業2団体と新規事業2団体をサポートした。                            |
| 町民活動の支援             | 生活環境課<br>協働のまちづくり係 | 町民活動の普及・啓発に努めます。さらに、ボランティアやNPO団体の育成・支援を推進します。                    | 各種団体の活動や情報の発信、団体間のネットワークづくりやNPOの育成・支援を積極的に行います。また、引き続き町民活動の中で公共的・公益的な協働事業を促進し、「協働のまちづくり支援事業補助金」を含め支援をしていきます。               | 実施予定<br>実施結果 | ☆<br>☆ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、団体間等の交流の場とした「街角カフェ」や近隣自治体で活動する団体との交流会を開催することができなかった。しかし、各種団体の活動や情報の発信をHP等で周知した。 |
| 民間活力の活用             | 政策課<br>政策係         | 高校・大学や企業・諸団体などと連携をとることにより、民間活力を活用した事業を推進していきます。                  | 高校・大学や企業・諸団体などと連携をとることにより、民間活力を活用した事業を推進していきます。  | 実施予定<br>実施結果 | ○<br>○ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒    | 新たな協定の締結はできなかったが、民間活力を活用した事業の推進を図った。  |